

派遣事業のマージン率等について

労働者派遣法 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。(対象:令和 6 年度(令和 6 年 4 月～7 年 3 月))

- ① 派遣労働者数(報告対象期末日) 46 人
- ② 派遣先の実数 3 件
- ③ マージン 38.4%
- ④ 教育訓練事項
各種 PC 研修
分野別専門研修
情報セキュリティ教育
安全衛生教育等
段階別社員研修
- ⑤ 労働者派遣に関する料金額の平均 33,779 円
(1 日 8 時間あたりの額)
- ⑥ 派遣労働者の賃金の平均額 20,798 円
(1 日 8 時間あたりの額)
- ⑦ その他参考となると認められる事項 マージン率に含まれるものとして
 - ・ 雇用主として負担する各種社会保険料
 - ・ 賞与
 - ・ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇等に充当した費用
 - ・ 退職金
 - ・ 定期健康診断
 - ・ 生活習慣病検診(35 才以上)
 - ・ 人間ドック(40 才以上)
 - ・ 教育訓練費用
 - ・ 派遣労働者の資格取得支援に充当した費用
 - ・ 事業運営にあたる労働者的人件費
 - ・ 採用活動費
 - ・ オフィス賃料、宣伝広告費、通信費等の諸費用
 - ・ 営業利益

などが含まれています。